

報道発表

平成26年3月14日  
名古屋税関

## 知的財産侵害物品の差止件数は過去最高を記録

### 前年に比べ3割増加の約2,500件を差止め

～平成25年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況～

平成25年の名古屋税関管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品差止状況をまとめましたのでお知らせします。

#### 1. 差止件数は、過去最高を記録、前年に比べ3割増加の約2,500件を差止め

- 輸入差止件数は2,474件であり、前年に比べて32.7%の増加となり、過去最高を記録しました。
- 輸入差止点数は57,261点であり、前年に比べて24.2%の増加となりました。

#### 2. 中国来貨物への一極化

- 中国来貨物からの輸入差止件数は2,231件であり、仕出国別の構成比では前年の86.5%から90.2%に増加し、過去最高を記録しました。中国来貨物への一極化がさらに進んでいます。

#### 3. 医薬品の差止めが増加～国民の安心と安全のために～

- 消費者の安全を脅かす危険性のある医薬品の輸入差止点数は、約1万点で前年に比べ、約359.0%と大幅に増加しました。

【お問合せ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室

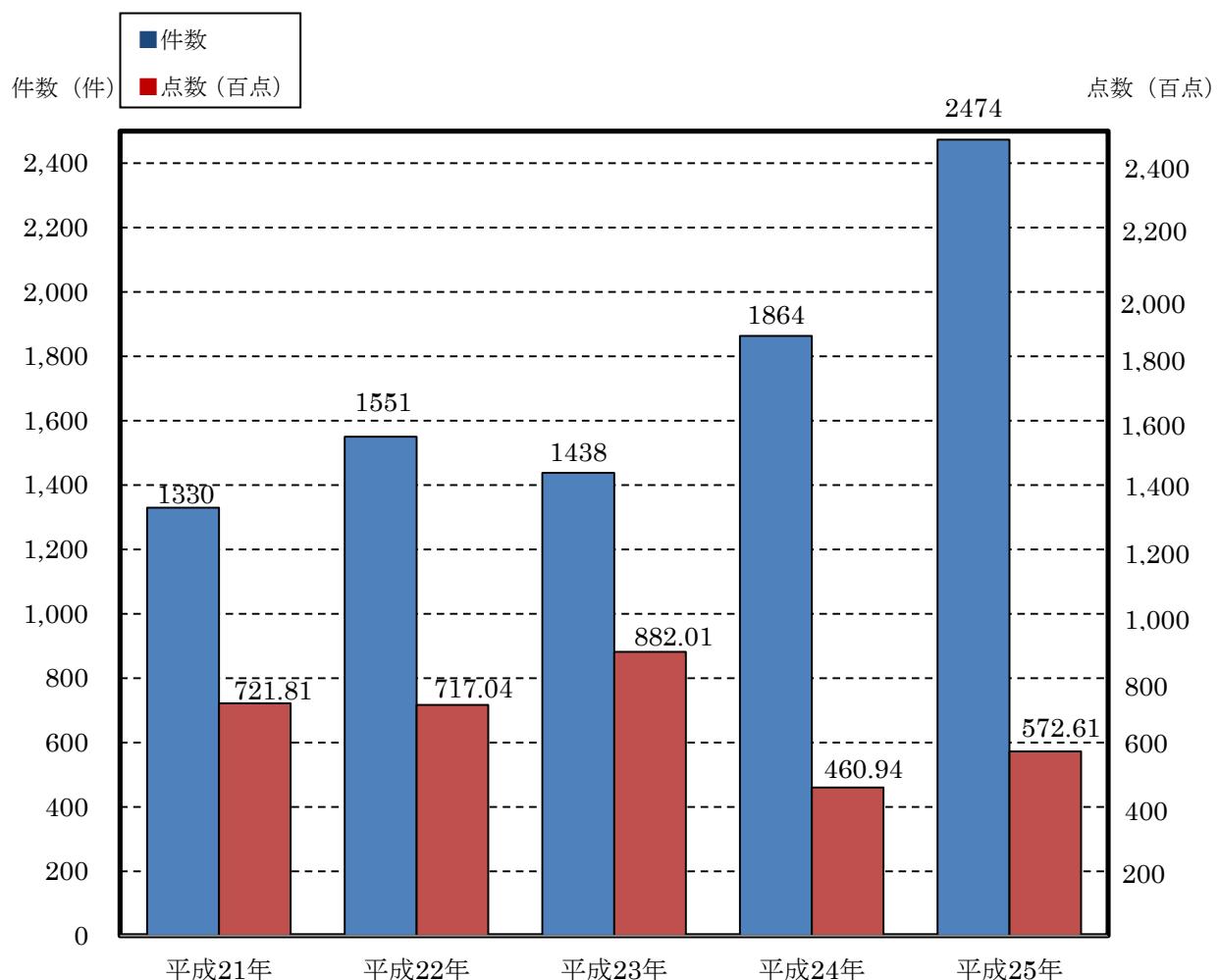
TEL: 052-654-4008

## 平成 25 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- 平成 25 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、2,474 件で、前年に比べて 32.7% の増加となり、過去最高を記録しました。
- 輸入差止点数は、57,261 点で、前年に比べて 24.2% の増加（11,167 点の増加）となりました。
- 輸入差止点数で増加した主な品目は、消費者の安全を脅かす危険性が懸念される「医薬品」や「携帯電話及び付属品」及び「眼鏡類及び付属品」に係る商標権侵害物品がありました。また、「上記以外の品目」に含まれる、通称デコパーツといわれる装飾品の輸入差止が発生したことが要因です。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

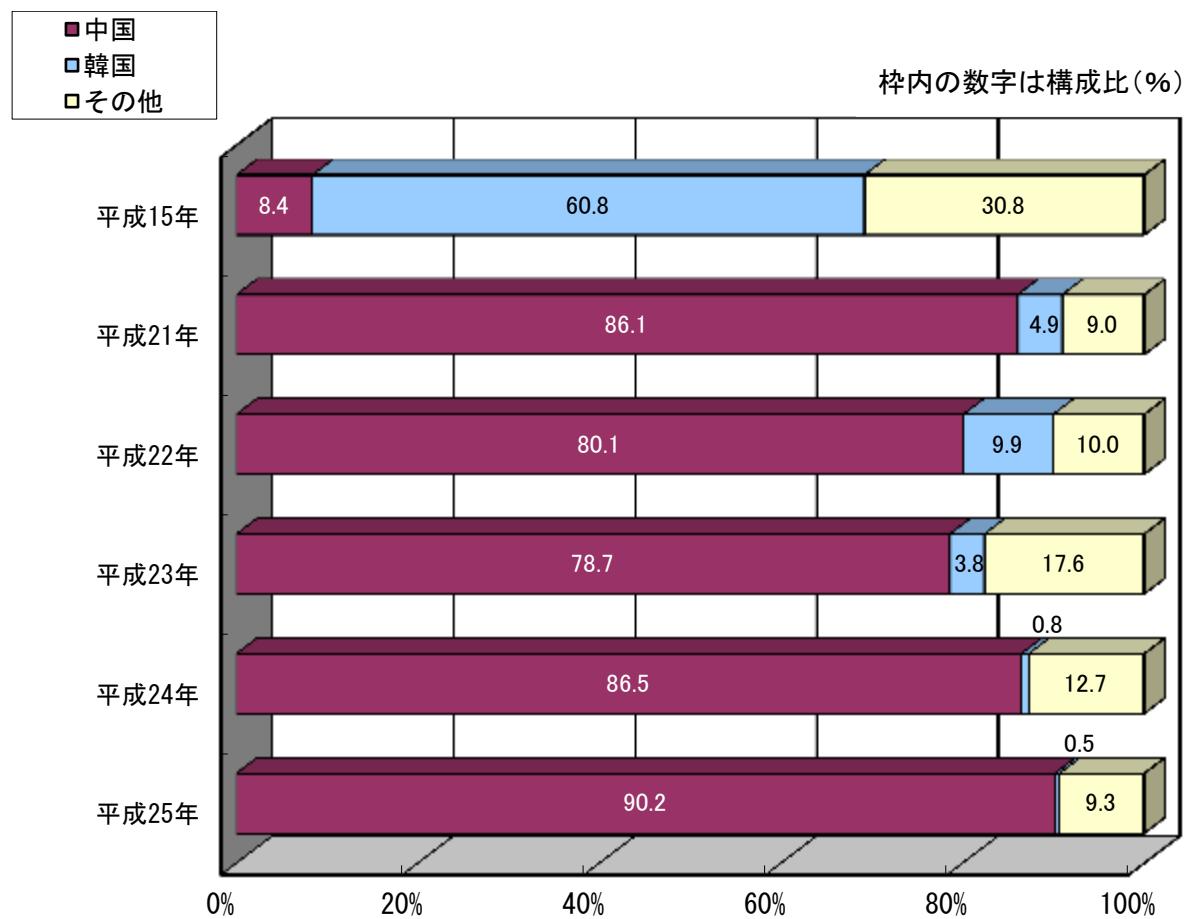
### 知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成 21 年～平成 25 年）



## ○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国来が 2,231 件（構成比 90.2%、前年比 38.3%増）で引き続き増加傾向にあり、中国来への一極化が進んでいます。次いで香港来が 88 件（同 3.6%、4.3%減）、フィリピン来が 58 件（同 2.3%、49.1%減）でした。
- 輸入差止点数は、中国来が 43,945 点（構成比 76.7%、前年比 15.4%増）と増加し、次いで香港来が 9,939 点（同 17.4%、184.8%増）、韓国来が 1,333 点（同 2.3%、38.6%増）でした。
- 件数・点数ともに中国来の構成比が依然として高くなっています。

### 仕出国別（中国・韓国・その他）輸入差止件数構成比の推移

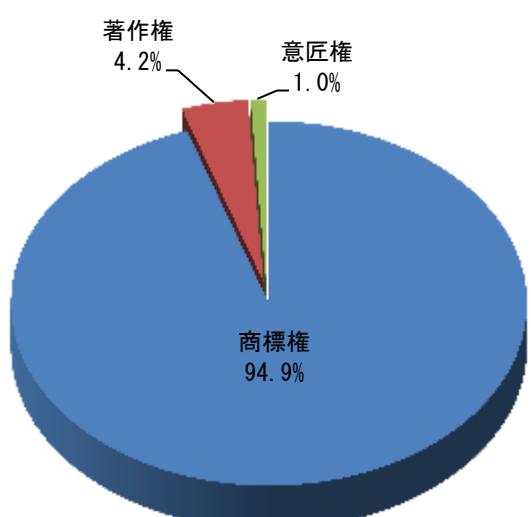


## ○知的財産別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、例年同様、偽ブランド品などの商標権侵害物品が、2,444 件（構成比 97.8%、前年比 36.6%増）で、大半を占めており、次いでキャラクターグッズ等の著作権侵害物品が 51 件（同 2.0%、35.4%減）となりました。
- 輸入差止点数についても、例年同様、商標権侵害物品が、53,853 点（構成比 94.0%、前年比 30.3%増）で、大半を占め、次いで著作権侵害物品が 2,699 点（同 4.7%、23.1%減）となりました。

### 知的財産差止実績構成比の推移（件数ベース）

(平成 24 年)

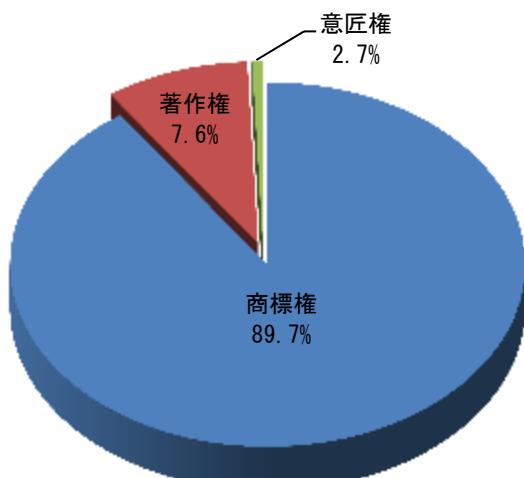


(平成 25 年)

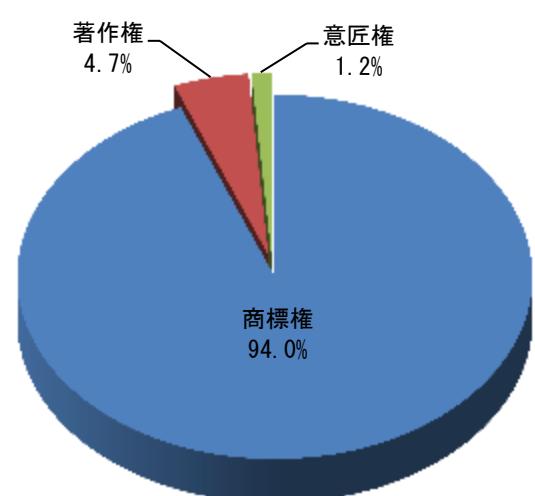


### 知的財産差止実績構成比の推移（点数ベース）

(平成 24 年)



(平成 25 年)

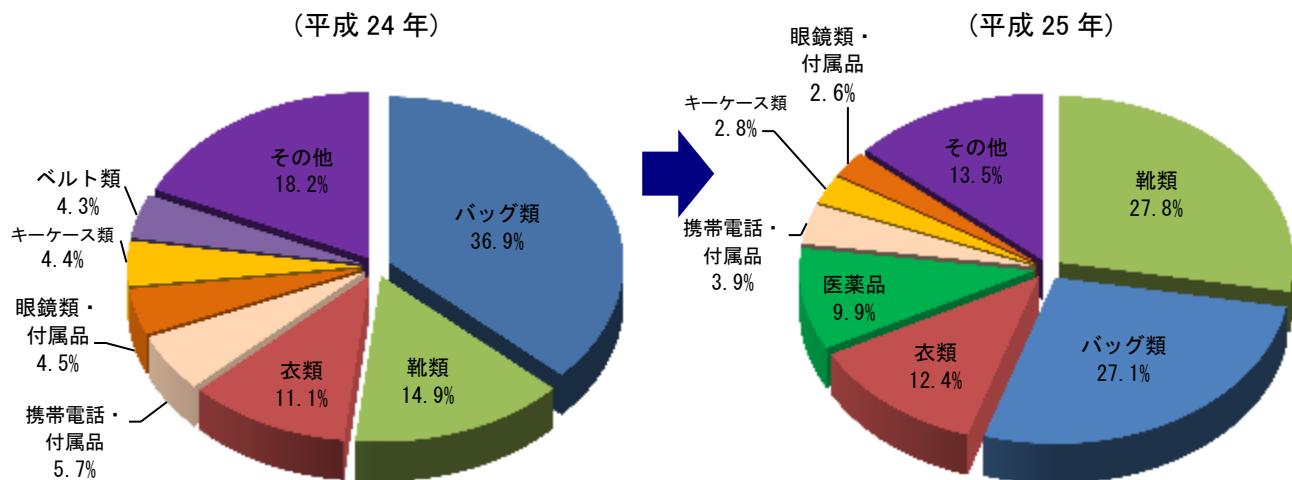


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

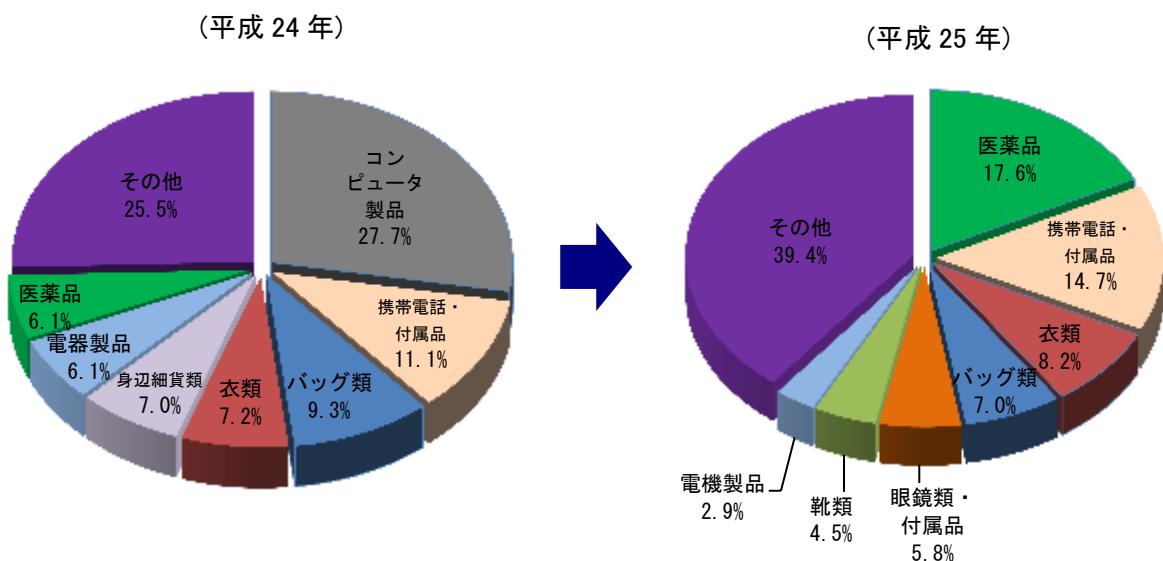
## ○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、靴類が 785 件（構成比 27.8%、前年比 116.9%増）、次いでバッグ類が 764 件（構成比 27.1%、同 14.8%減）、衣類が 349 件（同 12.4%、同 28.8%増）でした。
- 輸入差止点数は、医薬品が 10,077 点（構成比 17.6%、前年比 259.0%増）、次いで携帯電話及び付属品が 8,411 点（構成比 14.7%、同 64.7%増）、衣類が 4,671 点（同 8.2%、同 41.0%増）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目には、消費者の安全を脅かす危険性のある医薬品（件数で前年比 335.9%増、点数で前年比 259.0%増）、次いで、衣類（同 28.8%増、同 41.0%増）、靴類（同 116.9%増、同 26.0%増）等がありました。

### 品目別差止実績構成比の推移(件数ベース)



### 品目別差止実績構成比の推移(点数ベース)



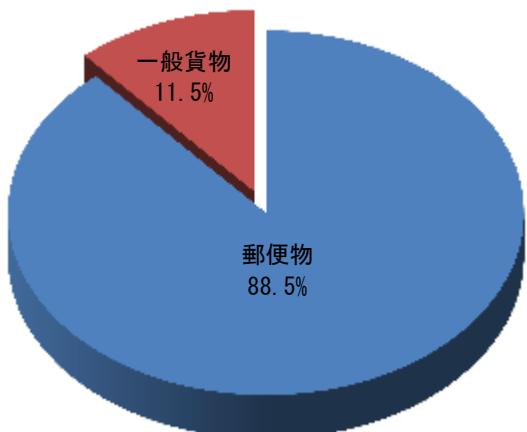
(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

## ○輸送形態別輸入差止実績

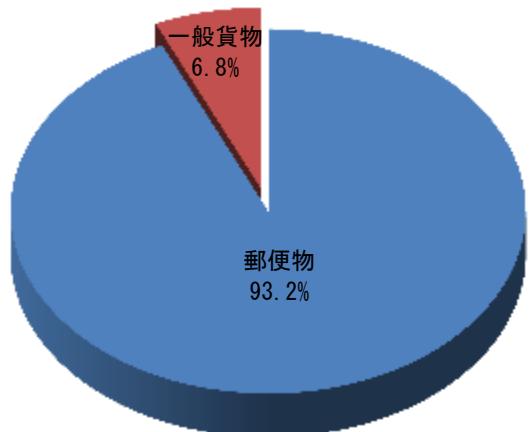
- 輸入差止件数は、例年同様、郵便物が大半を占めており、郵便物が 2,307 件（構成比 93.2%）、一般貨物が 167 件（同 6.8%）でした。前年に比べて、郵便物が 39.8%増加、一般貨物は 22.0%減少しました。
- 輸入差止点数は、郵便物が 43,968 点（構成比 76.8%）、一般貨物が 13,293 点（同 23.2%）となり、前年に比べて、郵便物が 95.1%増加し、一般貨物が 43.6%減少しました。

### 輸送形態別差止実績の推移（件数ベース）

(平成 24 年)

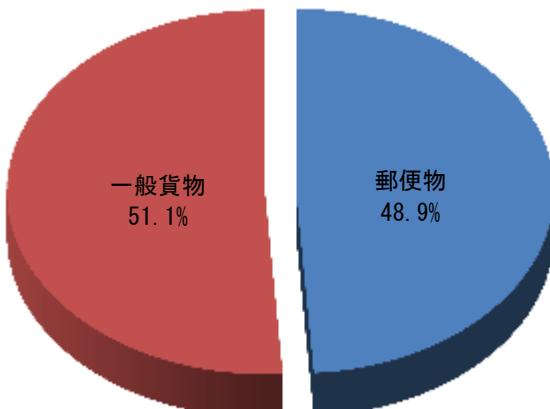


(平成 25 年)

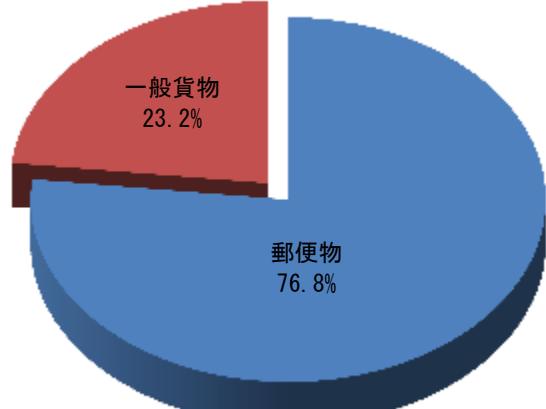


### 輸送形態別差止実績の推移（点数ベース）

(平成 24 年)



(平成 25 年)



## 平成 25 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

### 1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	前年比	構成比
中国	1,145	1,242	1,131	1,613	2,231	138.3%	90.2%
香港	23	34	69	92	88	95.7%	3.6%
フィリピン	60	79	140	114	58	50.9%	2.3%
シンガポール	0	1	15	2	54	27 倍	2.2%
韓国	65	154	54	15	13	86.7%	0.5%
米国	3	3	4	2	9	450.0%	0.4%
タイ	20	27	14	5	5	100.0%	0.2%
マレーシア	1	2	3	11	4	36.4%	0.2%
ベトナム	1	0	1	1	3	300.0%	0.1%
インドネシア	3	0	0	5	2	40.0%	0.1%
上記以外の国	9	9	7	4	7	175.0%	0.3%
合計	1,330	1,551	1,438	1,864	2,474	132.7%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

## 2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	前年比	構成比
中国	65,604	57,380	68,965	38,066	43,945	115.4%	76.7%
香港	3,008	4,660	1,759	3,490	9,939	284.8%	17.4%
韓国	1,318	3,674	6,710	962	1,333	138.6%	2.3%
シンガポール	0	1	386	44	1,095	25 倍	1.9%
フィリピン	881	845	1,386	1,500	705	47.0%	1.2%
米国	183	17	19	16	84	525.0%	0.1%
タイ	589	838	232	51	53	103.9%	0.1%
マレーシア	2	1,932	21	11	30	272.7%	0.1%
インドネシア	64	0	0	56	25	44.6%	0.0%
台湾	201	2,339	8,684	0	17	全増	0.0%
上記以外の国	331	18	39	1,898	35	1.8%	0.1%
合計	72,181	71,704	88,201	46,094	57,261	124.2%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

### 3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数  
下段: 点数

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	前年比	構成比	
特許権	3	0	1	0	0	—	—	—	
	16,484	0	7,416	0	0	—	—	—	
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	—	
意匠権	8	13	7	18	5	27.8%	0.2%	—	
	8,150	10,622	334	1,243	709	57.0%	1.2%	—	
商標権	1,293	1,527	1,341	1,789	2,444	136.6%	97.8%	—	
	41,706	43,673	46,950	41,343	53,853	130.3%	94.0%	—	
著作権	31	21	103	79	51	64.6%	2.0%	—	
	5,841	17,409	33,500	3,508	2,699	76.9%	4.7%	—	
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	—	
育成者権	0	0	0	0	0	—	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	—	
不正競争防止法違反物品	周知表示 混同惹起品	0	0	1	0	0	—	—	
		0	0	1	0	0	—	—	
	著名表示 冒用品	0	0	0	0	0	—	—	
		0	0	0	0	0	—	—	
	形態 模倣品	0	0	0	0	0	—	—	
		0	0	0	0	0	—	—	
	技術的制限 手段回避装置	—	—	0	0	0	—	—	
		—	—	0	0	0	—	—	
合計		1,330	1,551	1,438	1,864	2,474	132.7%	100.0%	
		72,181	71,704	88,201	46,094	57,261	124.2%	100.0%	

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たるものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(注3) 不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置については、平成 23 年 12 月 1 日から輸出入してはならない貨物として、税関の取締りを開始しています。

#### 4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	前年比	構成比
靴類	126	208	293	362	785	216.9%	27.8%
バッグ類	857	906	680	897	764	85.2%	27.1%
衣類	136	241	260	271	349	128.8%	12.4%
医薬品	63	34	28	64	279	435.9%	9.9%
携帯電話及び付属品	40	57	59	138	110	79.7%	3.9%
キークース類	161	139	86	107	79	73.8%	2.8%
眼鏡類及び付属品	44	83	81	110	73	66.4%	2.6%
ベルト類	82	66	90	105	65	61.9%	2.3%
時計類	165	123	117	78	57	73.1%	2.0%
電気製品	3	40	13	61	41	67.2%	1.5%
コンピュータ製品	9	36	68	29	37	127.6%	1.3%
帽子類	28	10	22	23	34	147.8%	1.2%
身辺細貨類	23	51	72	75	34	45.3%	1.2%
CD、DVD 類	28	1	8	20	26	130.0%	0.9%
自動車及び付属品	4	16	12	9	22	244.4%	0.8%
上記以外の品目	44	104	84	76	60	78.9%	2.1%
合計	1,330	1,551	1,438	1,864	2,474	132.7%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

## 5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	前年比	構成比
医薬品	4,725	5,348	2,288	2,807	10,077	359.0%	17.6%
携帯電話及び付属品	368	2,846	2,002	5,107	8,411	164.7%	14.7%
衣類	2,406	3,215	4,842	3,312	4,671	141.0%	8.2%
バッグ類	4,138	4,009	2,781	4,301	3,982	92.6%	7.0%
眼鏡類及び付属品	237	367	407	1,237	3,310	267.6%	5.8%
靴類	5,260	9,302	15,793	2,032	2,560	126.0%	4.5%
電気製品	1,337	2,014	1,188	2,808	1,670	59.5%	2.9%
自動車及び付属品	250	437	319	591	1,021	172.8%	1.8%
CD、DVD 類	6,887	2	118	925	836	90.4%	1.5%
コンピュータ製品	1,368	2,047	882	12,782	711	5.6%	1.2%
身辺細貨類	502	11,542	14,157	3,222	611	19.0%	1.1%
家庭用雑貨	16,439	10,199	7,771	22	520	24 倍	0.9%
帽子類	1,817	467	541	394	516	131.0%	0.9%
玩具類	9	61	2,046	204	482	236.3%	0.8%
キークース類	402	629	220	386	326	84.5%	0.6%
上記以外の品目	26,036	19,219	32,846	5,964	17,557	294.4%	30.7%
合計	72,181	71,704	88,201	46,094	57,261	124.1%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

## 6. 輸送形態別輸入差止実績

上段: 件数  
下段: 点数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	前年比	構成比
郵便物	1,263	1,432	1,265	1,650	2,307	139.8%	93.2%
	36,328	31,186	40,733	22,539	43,968	195.1%	76.8%
一般貨物	67	119	173	214	167	78.0%	6.8%
	35,853	40,518	47,468	23,555	13,293	56.4%	23.2%
合計	1,330	1,551	1,438	1,864	2,474	132.7%	100.0%
	72,181	71,704	88,201	46,094	57,261	124.2%	100.0%

(注) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

## 税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安心・安全を脅かすおそれもあります。更には、販売収益が犯罪組織の資金源になっているとも言われています。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

### 税関で差し止めている知的財産侵害物品とは

特許権（発明）、実用新案権（考案）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）です。



## ○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

① 麻薬等の不正薬物

～

③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、  
育成者権を侵害する物品

④ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

%%

## ○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

① 麻薬等の不正薬物

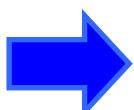
② 拳銃、小銃、機関銃等

～

⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、  
回路歯配置利用権又は育成者権を侵害する物品

⑩ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が  
課されることがあります。

## ○ 関税法第 109 条第 2 項、108 条の 4 第 2 項

知的財産権侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

**10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金**

に処し、又はこれを併科する。